

福祉有償運送ミニニュース

令和2年11月27日から、福祉有償運送は次の点が変更になりました。

1. 市町村福祉輸送と福祉有償運送が1つになり、「福祉有償運送」に統一された
また、市町村交通空白輸送は、公共交通空白地有償運送に統一され「交通空白地有償運送」になった。
2. セダン等車両で貨物自動車が使用可能になった
3. 事業者協力型有償運送制度が創設された。
地域のバス・タクシー事業者が「運行管理」「車両整備管理」を担い、民間非営利組織・市町村と共同で運営運行することが可能になった。
4. 旅客区分が明確化された
「精神障害者」と「知的障害者」を明確にし、さらに介護認定の「基本チェックリスト該当者」も対象となった。
5. 更新登録時の書類が、少しだけ省略された
更新登録時の必要書類であった「定款・登記簿謄本・役員名簿」「車検証、使用承諾書（持ち込み車両の場合）」の内容に変更がない場合は、省略できることとなった。
6. 地域公共交通会議、運営協議会、どちらでも協議ができることとなった

市町村運営有償運送と福祉有償運送を統一したことにより、「協議」が必要な場合は、地域公共交通会議または運営協議会どちらでも協議できることとなった。

その他の変更点については、国土交通省ホームページで確認できます。
アドレス https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

福祉有償運送 通達 国自旅第317号（令和2年11月27日発出）
【福祉有償運送の登録に関する処理方針について】

この通達の発出により、
それ以前に発出された通達【平成18年9月15日 第143号】
は廃止されました。